

2014年度 NO. 3 2014. 9. 30

目 次

- 1. 野々村号泣事件のおかげで新たな違法の条例が見つかった！**
「記者会見で号泣」で有名になった、兵庫県の元野々村県議の政務調整費の極端な請求額の問題を、法律と照らし合わせて読み解くところなる。
- 2. 第7回3R・低炭素社会検定のお知らせ**
今年も「3R・低炭素社会検定」が行われる。3R部門と低炭素社会部門の2部門の検定。今一度、基本に帰って、腕試しをしてみたいは？試験対策講習会の開催予定はHPを参照。
- 3. 大阪府及び奈良県における、一般廃棄物（魚あら）の個別指定制度と許可制度について**
今回も大阪府資源リサイクル協会から投稿があった。大阪府と奈良県ではこんなにも違いがある。大阪府のすぐれた魚あらリサイクルシステムを作った今井さんの功績は大きい。
- 4. 犬鳴豚当選発表**
今月号の当選された方を発表します。次号も募集しますので、ご応募をよろしくお願いいたします。食欲の秋、お鍋料理も恋しい季節ですね。
- 5. 「知識」でなく「知恵」を持つ**
野々村県議の問題を解説した石井さんは、ごみ問題で培った「知恵」を利用して応用が利くようになった。目利きになると、説得力を持たせるために法律をうまく活用できる能力が身に付く。この「知恵」はあらゆるところで問題解決の役に立つ。

野々村号泣事件のおかげで新たな違法な条例が見つかった！

2014年上半期、世間を騒がせ話題になった事件の一つに「野々村元兵庫県議の号泣事件」がある。300万円にのぼる不明朗な交通費等が政務活動費から支出されていたことを指摘され、記者会見で「やっと議員になったんです！」と号泣した事件である。この事件で一躍脚光を浴びた政務活動費とは、議員の受け取る報酬（収入）以外に議員が各種政務活動をする場合の経費として一人当たり月額50万円支給されるものである。野々村元県議の場合、条例で義務付けられた収支報告書を提出せずに自分の懐へ入れたのであるが、この本質は単純な詐欺事件で、議会事務局が厳しくチェックし、適正に対処すれば起きなかった事件である。

議員がもらえるお金はまだあった

私は報酬並びに政務活動費の他にも議員へ支給されるお金があるのかを調査をした。すると議員には会議に出席する時の交通費と宿泊料が費用弁償という名目で支給されていることが判明した。先程の政務活動費詐欺は個人の犯罪行為だが、この費用弁償は全ての議員に関わり、完全に議員の既得権益となっており、私には政務活動費よりも悪質なものと感じた。何故なら新人議員でさえ当選後3年経過するがその間、黙ってこの既得権益を甘受しているからだ。

県の条例は法律違反

この費用弁償支給額を精査すると県の条例が法律違反であることが判明した。この額は、地方自治法第203条2項で「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる」。また、旅費法第7条では「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する（注意：議員は非常勤だから、今回の交通費とは、通勤手当ではなく旅費法における旅費になる）」と規定されている。この法律の意味は単純明快で、費用弁償（交通費や宿泊料）は、実際にかかった分＝実費分を支給しなさいと決めているのである。

県は実費以上を渡していた！

兵庫県は兵庫県内を12ブロックの選挙区に分けブロックごとに県庁までの交通費を定め一律定額支給とした。ところが、ブロック内でも交通費は同額にはならないのに、同額にしているし、実費以上に支払っている疑いが浮上した。そこでこの支給金額が前述の法律（費用弁償は実費支給）に違反することを証明（支給額と実費の差額が大きすぎる）するため、全議員が自宅を出発し、公共交通機関を利用して県庁まで実際かかる交通費を調査し支給額と比較した。すると、全議員への支給額の中で、差額の大きいものでは交通費実費の10.4倍（神戸市中央区選出議員、実費240円なのに2500円支給）も支給されている事例や、同じ神戸市で隣り合う区なのにブロックが違うことにより須磨区は1日の交通費2,500円の支給額に対し、隣の西区の議員への支給額はそれより2,000円も多い4,500円支給と合理性がなく公平性のかげらもない支給額であった。

さらには、1日当たりの実費と支給額の一番大きい差額では朝来市選出議員で、実費より1万2,120円（実費3,880円に対し1万6,000円支給）も多く支給している事例もあった。結果、議員に対し県が支給する交通費は会議が1回開催されるたびに、実費より32万1,360円も多く支給されているのである。会議は年間100回程度開催されるので、県が被る交通費の損害額は1年間で約3,200万円になる。

宿泊料も実費以上！

「費用弁償」用語での「旅費」は、旅費法 6 条に、「交通費」・「宿泊料」・「食事料」・「死亡手当」等と規定されているため宿泊料も旅費の一つになる。よって、条例で宿泊料を決めるときの原則も「費用弁償」になるから実費支給すべしということになる。ところが県議会は宿泊料の額を条例化する際、この 2 つの法律に反した条例を策定しているのである。

議員が会議に出席する時、一番遠方の選挙区の議員でさえ日帰りが可能であるが、条例で「議員が本会議の議案審議の準備等の為、招集地に宿泊した時は宿泊料を支給する」と議員優遇の条例を制定した。そこで、県庁の最寄りの元町駅周辺のビジネスホテルの宿泊料金を調べると相場が 1 泊 6,000 円前後であった。ところが県条例では、その実費 6,000 円に対する支給額を知事相当額の 1 万 6500 円と規定しているのである。これほど実費と比較して差額が大き過ぎることは、費用弁償について規定された法第 203 条 2 項「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」並びに旅費法第 7 条「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」と規定している上位の法律に県条例が違反していることになる。

旅費支給には知事の裁量権はない！

行政と業者との契約等には各自治体の事情の違い（都会と地方）や地域差（山間部と都市部）が関係し、廃棄物の処理費、収集費、建設予定地の買取り価格並びに建築費等が他の行政と金額の違いが出る。金額の多寡のみを比較して、契約金額が高すぎるから違法であるという論点の監査請求による訴えは、違法性が存しないため裁量権の範囲内と判断され違法な公金の支出とは認められず住民側の敗訴となる。

しかし、今回の弁償費用の金額とは、自宅から県庁までの公共交通機関を利用した交通費実費並びに県庁近くのホテルの宿泊料実費である。どちらも毎回固定した金額であり、県や議会の裁量権が入る余地が全くないものである。その固定した実費に対し議員の収入になるほど多額の費用弁償をすることを条例化したのである。よって、兵庫県の費用弁償の支給額を規定した条例は明らかに法律違反である。

（記 石井 久義）

第 7 回 3R・低炭素社会検定

～持続可能な社会をめざして～ のお知らせ

試験日 2015年1月11日（日）

受験申請 2014年10月1日（火）～11月15日（土）

検定料 【両部門】5,400円（税込） 【一部門のみ】4,320円（税込）

申込方法 FAX, メール 詳しくはホームページ、もしくは事務局へ

<http://www.3R-teitanso.jp>

主催：3R・低炭素社会検定実行委員会

問合せ：3R・低炭素社会検定実行委員会 検定事務局

メール info@3r-teitanso.jp TEL 06-6210-1720 Fax 06-6210-1721

大阪府及び奈良県における、一般廃棄物（魚あら）の 個別指定制度と許可制度について

大阪府資源リサイクル協会
杉本 照夫

先月号でお知らせしたように当会会員であった今井氏の尽力により大阪府下の魚アラの収集運搬の仕組みは他府県に比べ非常に整っています。今月号では奈良県下の市町村の現状について調べた結果と併せてお知らせします。

表1には大阪府下の事例、表2には奈良県下の事例について調べた結果をまとめています。

表1 大阪府指定証一覧の例

市町村名	許可書名	取り扱う一般廃棄物の種類	搬入先市町村通知名	搬入業者名
大阪市	一般廃棄物再生利用 業指定証	動植物性残渣 (魚類及び鳥獣類の固形状粗に限る)	大阪府及び府内市町村で構成する「大阪府魚腸骨処理対策協議会」において、小島養殖漁業生産組合に対し「魚腸骨共同処理委託」を行っているので、各市町村とも岸和田市に対して施行令第4条第9号に基づく通知を行っていない。	大阪府下9業者に対して、指定証等が交付されている。
堺市	指定証	動植物性残渣(飼肥料の原料として再生利用できる魚類の固形状粗に限る。)		
岸和田市	一般廃棄物再生利用 業指定証	動植物性残渣(魚腸骨)		
豊中市	許可証	動物性残渣(魚腸骨等に限る)		
吹田市	一般廃棄物再生輸送 業指定証	動物性残渣(魚あらに限る)		
高槻市	一般廃棄物再生利用 業指定証	魚腸骨		
貝塚市	一般廃棄物再生利用 業指定証	動物性残渣(魚腸骨に限る)		
守口市	一般廃棄物再生利用 業指定証	動植物性残渣(魚腸骨等)		
枚方市	一般廃棄物再生利用 業指定証	動植物性残渣 (魚類及び鳥獣類の固形状粗に限る。)		

注1：上記以外に個別指定制度等を定めている市町村は次の各市町村となっている。

- ・茨木市 ・八尾市 ・泉佐野市 ・富田林市 ・寝屋川市 ・河内長野市 ・松原市 ・大東市
- ・和泉市 ・箕面市 ・羽曳野市 ・門真市 ・摂津市 ・藤井寺市 ・東大阪市 ・四條畷市 ・大阪狭山市
- ・交野市 ・島本町 ・豊能町 ・河南町 ・田尻町 ・熊取町

1. 表1及び表2の見方について

大阪府下では市町村名の記載があるものについては、全て「魚あら」の限定許可の指定証もしくは許可証が交付されています。豊中市、茨木市の2市以外は、全て市独自に個別指定制度の規則を別に定めています。豊中市、茨木市の両市では、個別指定制度を運用せず再生輸送の限定許可として「許可証」

の交付を行っています。交付にあたっては、指定証と同条件の添付書類が必要となっています。また、池田市、柏原市等未記載の市町村では、一般廃棄物収集運搬の限定指定についての要望をおこなっているが、法整備が整っていないとの理由で許可証の交付申請が出来ない現状にあります。

一方奈良県下では10市町村において、一般廃棄物再生利用に関する許可が交付されています。表2に記載のない市町村においては、一般廃棄物再生利用等の申請様式等が示されていません。唯一、生駒市のみが一般廃棄物再生利用業指定証を交付しています。また、奈良市においては、個別指定制度はありますがその活用はなされていません。

表2 奈良県 許可証一覧

市長村名	許可書名	取り扱う一般廃棄物の種類	搬入先市町村通知名	搬入業者名
橿原市	一般廃棄物処理業許可証	一般廃棄物 (動植物性残渣に限る)	△	
大和郡山市	一般廃棄物収集運搬業許可証	一般廃棄物 (動植物性食品残渣)	△	(有)錦海化成
川西町	一般廃棄物処理業許可証	一般廃棄物 (動植物性食品残渣)	△	(有)広島水産加工
桜井市	一般廃棄物収集運搬業許可証	一般可燃ごみ (動植物性食品残渣に限る)	△	
天理市	許可証	一般廃棄物 (動植物性残渣)	△	
奈良市	許可証	一般廃棄物 (食品廃棄物)	△	
生駒市	一般廃棄物再生利用業指定証	動植物性食品残渣 (魚アラ)	△	

2. 許可書名

大阪府下では再生輸送、再生利用の2種類の許可証名があるが内容は同じです。堺市は「指定証」のみの記載になっているが内容は同じものです。

一方奈良県下では、①5市町村の許可書名は処理業許可証となっていますが、管内に処理施設が無いことから一廃物収集運搬の実態との整合性がありません。②2市町村は収集運搬業許可証、2市は許可証がいずれも廃棄物処理法及び各市町村の規則に基づいて交付されています。しかし許可名がそれぞれに異なっていることは、一般廃棄物の関係法令についての解釈が不十分で法整備が整っていないからだと思います。

3. 取り扱う一般廃棄物の種類

大阪府下では表現がそれぞれに異なっているが、魚腸骨(魚あら)の限定指定となっています。大阪市の「鳥獣類の固形状粗に限る」については見直しされる見込みです(BSE問題以前のままの記載となっているため)。

一方奈良県下では動植物性残渣と食品廃棄物の2種類の記載となっているが、実際に収集運搬しているのは魚あらである。しかし、許可証には(魚あら)の記載がありません。生駒市のみが(魚アラ)との記載があります。

4. 搬入先市町村への通知

魚腸骨（魚あら）は、水分量が多い上に焼却すると有害物質が放出されるため適正処理がなされなければならないが、一般廃棄物として各市町村毎に処理施設を設けることは困難なので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の9では処理される他市町村へ通知することを求めています。しかし表1にあるように大阪府下では再生場所である岸和田市への通知は行っていません。

これに対し奈良県下では法が定める他市町村への通知がなされているか否か不明であることを△印で示しています。県内では市町村毎に施設は設けられていないし、大阪府に見られるような共同処理委託を出来る施設も県内にないから処理は全て他市町村になっているのにそれを明確にしていないのです。

生駒市では、指定証の指定の条件の中で再生輸送先を明記するなど、市独自に指定に関する規則を定め、適切な指定制度の活用が行われています。

犬鳴豚当選者発表！！



今回の当選者は2名です。杉本 照夫さん、平田 学さんです。

おめでとうございます。

今月号も募集しますので、感想をお寄せください。はがきかEメールでお願いします。締切は11月20日です。

住所、名前、電話番号、ご感想や新企画などを書いて事務局までお送り下さい。

大阪ごみを考える会事務局：〒564-0063 吹田市江坂町4-23-7-309 水川方

E-mail：info@osaka-gomi.sakura.ne.jp

杉本さんは今号にも記事を寄せていただきました。大阪府資源リサイクル協会で事務の仕事をしておられる、元小学校の校長先生です。学校教育への批判の言葉をいただきました。

「義務教育の社会科での環境教育に費やす時間がすこぶる少ないのが気になります。小学校4年生で焼却工場ほかの付随施設の見学をしたらそれ以降は中学校でも何もないのが現状です。つまり一生に一回しか社会科としての環境教育の機会がないのが現状です。」

平田さんは萬丸データサービスという会社の代表で、パソコンに堪能な方です。当会の事務を担当していただいています。「ごみの団体と付き合うことになってから、ごみのことが結構、気になるようになりました。大阪府下の市町村で分別の仕方が違うのは何故なのかなと思います。事務所に関連してでは、ビルのオーナーはビルの管理を管理会社に任せているが、ビルメンはごみ処理業者に委託していて、分別しなくて良いと言われます。1階に食べ物屋が入っていますが、生ごみと他のものを一緒に集めて、果たしてきちんと分けられているのか、疑問に思います。」

「知識」でなく「知恵」を持つ

今月号で会員の石井さんが「号泣した野々村元県議の犯した詐欺事件」をきっかけに、議員の交通費問題のおかしさを監査請求予定の記事を載せています。一見ごみ問題と無関係に見える記事を載せた“わけ”を説明します。当会の目的はごみに関する知識を増やしてもらうことでなく、ごみ問題に関しおかしい問題を正していける「知恵」（＝問題解決に役立つ知識）を身につけてもらうことです。出発点がごみ問題の石井さんは、野々村詐欺問題も同じ「知恵」で正すことができる勘が働くようになったのです。

出発点はごみ問題

石井さんは21世紀直前能勢のダイオキシン問題が生じ、川西市が火中の栗を拾って善後策を考えたとき、はじめてごみ問題に関心を持った市民です。川西市は一市3町の猪名川上流ごみ処理広域組合でごみを焼却する計画をたてたとき、どの焼却方式の炉がよいのかを考える委員会にごみ問題に関心のある市民を公募しました。その時石井さんが選ばれて委員になったのです。

それ以降、川西市の粗大ごみ中の不燃性廃棄物の処理委託費があまりに高すぎることに疑問を持ち、監査請求を経て裁判に訴え、今年7月に「市長は315万円を市に返還せよ」という画期的判決を確定させました。

他市と比較するだけではダメと気づく

自分の住んでいる市のごみ処理費や議員のもらうお金が高すぎる！と思ったとき、たいていは周辺県や市と比べ高すぎることを示そうとしますが、他所には他所の“わけ”があり一概に高いとは言えないと一蹴されてしまいます。

それで石井さんは市が処理委託をする際、どのような法律に従い委託費を決めなければならないかを市職員などに尋ねながら一つ一つ勉強していったのです。そうすると、高すぎる！という直観的疑問は法的に正当であると言えるようになったのです。

市は業者に仕事を委託する場合、法律で契約締結を義務づけられていることを知ったので、情報公開制度を利用して契約書を取り寄せたところ、尼崎市にある民間施設で粗大ごみを処理してもらうための運賃が4t車一台あたり6.25万円としか書いてないことを見つけました！空車で走っても6万円もらえる契約ですから、業者は台数稼ぎをするため少量積載を繰り返し、まともに積むと5百万円程度にしかならない運賃を約6.3千万円ももらっていたのです。

市民が支払うお金は一銭でも間違っていると正されるから、民間業者にはもっと厳しいだろうと思っていたのは間違いだときづき、行政と正式に“ケンカ”をするときは契約書を読まなあかと痛切に思ったそうです。

法律もよく読まないダメ

粗大ごみは川西市でもどの市でも破砕機で処理していますから民間業者に委託する必要は無いのになぜ？と思い、廃棄物処理法を読んでも破砕機の能力が不足する場合には委託できるという趣旨のことが書かれていたので直ちに民間委託は違法！とは言えないことがわかりました。しかし川西市の業者でなくなぜ尼崎市の業者？と思いさらに廃掃法を読んでいくと、この業者は法で定められた川西市の許可を持っていないということがわかり、違法！と言える法的論拠を見つけることが出来たのです。

それまでは廃掃法にどんなことが書かれているかなど全く関心がなかったのですが、自分に役立つ条項はないか？と思いながら読み込むと使える条項が結構ある！と気づいたのです。

その他契約に関しては民法、行政が契約を結ぶ場合には地方自治法に詳しく書いてあり、ワルイことができ難い条文になっていることや新聞ダネになる事件を起こすとより厳しい条項になることにも気づきました。大半の職員は普段はまじめにこれらの厳しい法令に違反しないようにきちんと仕事をしているのですが、時々上の方から“ワルイことをしろ”と言われます…。断るのは超難しいので“目をつむって”4t車一台6万円などという非常識な条項を契約書に書くことがわかりました。

お金と人を通じてごみ問題と〇〇問題は繋がっている

ごみ問題と政務活動費詐欺事件は一見すると別の問題に見えますが、お金という切り口から両方の問題を眺めてみると、行政が行っている仕事は全てお金と職員によって繋がっていることが見えてきます。石井さんが裁判にまで訴え非常識な契約を見つけたことにより、多数派の事なかれ主義の職員は“コワイ人”と避けますが、少数ながら石井さんを「知恵者」と見てくれる他の部局の職員もいることに気づきました。

何の組織にも属さない一市民が行政の悪を正式に正すには、他市と比べるだけではダメで、色々な法令の中で使える条項はないか？という観点から職員の仕事を観察してみることが大切！と気づいたのです。公務員は全て法律に基づき普段の仕事をしなければならない義務を負っているから、ごみの部局と違う課の職員であろうと、法的根拠は？と尋ねる癖をつけておくと、“わけあり”の仕事させられたら、どの条項をごまかすのかがわかるようになってくると気づいたのです。それで野々村問題でのお金の使い方を正したい場合、ワル口をブログ等書きまくるのでなく、どの法令の何条に基づき違法と言えるのか？を調べることができるようになっていたのも、監査請求という手法で正せようだという勤が働いたのです。

石井さんが見つけた使える法律や規則

石井さんが見つけた使える法律を知っていると、どの行政の悪も正せる手がかりになります。今回の記事で最も印象的なのは「交通費」が出てくる“財布”は2つあることに気づいたことです。野々村元県議が使った「交通費」の“財布”は政務活動費の中の調査研究費で、国内や外国へ調査研究に行く場合に必要になる「交通費」です。しかし県議がもらっている「交通費」はこれだけでなく、県議会に出席する際には「費用弁償」という別の“財布”からももらっていることを見つけたのです。

第二に「費用弁償」と法律に書いてあるのに、法律違反の条例を作り「費用」以上のお金を「弁償」してもらい交通費や宿泊料の一部を懐に入れていたことを見つけたことです。

第三に「費用弁償」の場合は「交通費」と呼ばないで「旅費」と呼び、国家公務員法の中の「旅費法」では鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料など13種類とされていることを見つけたことです。「旅費」とは旅に必要な費用全てだから「交通費」とは違うのです。

(記 森住 明弘)